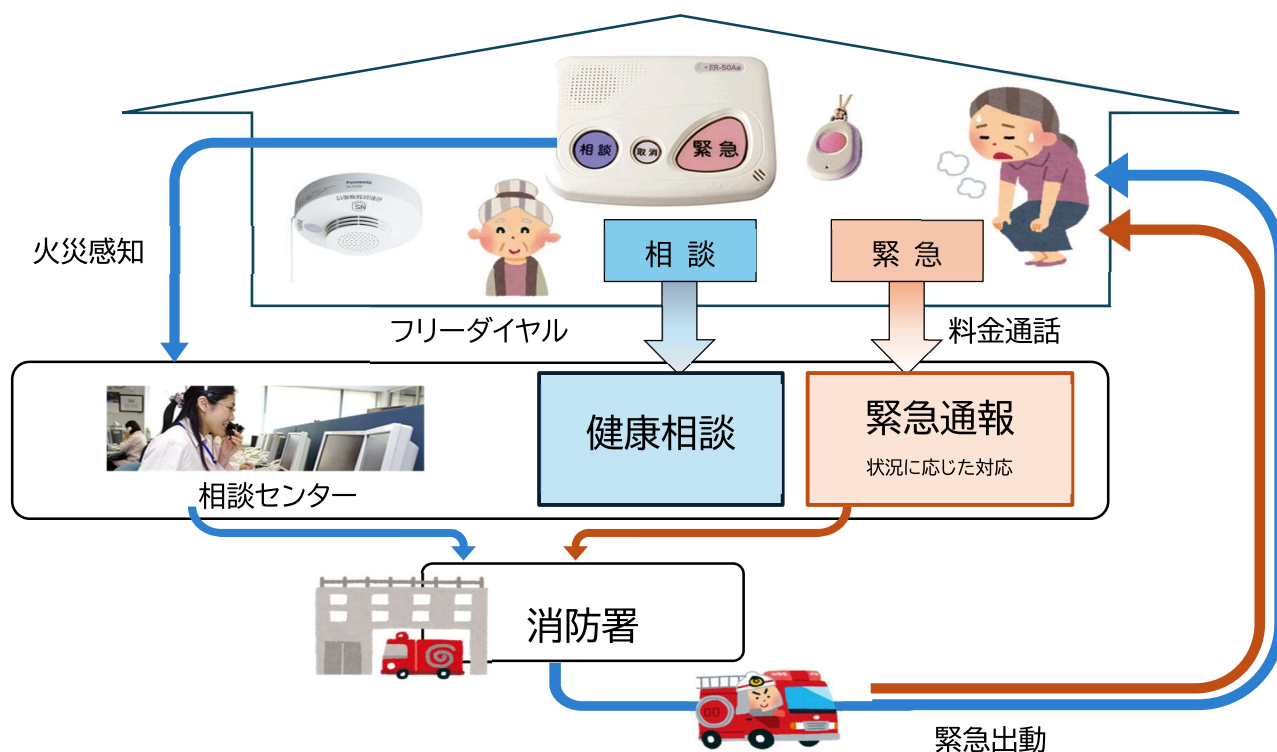


24 時間
あんしん

緊急通報システムのご案内

緊急通報システムを設置し、在宅の一人暮らしの高齢者等の急病または事故等の「もしも」の時に、救助を呼ぶことで、命を守り、日常生活の安全の確保と不安解消を図ります。



対象者

町内に在住で次のような方が対象です。

- ・おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方
- ・高齢者のみの世帯で、どなたかが寝たきり状態、またはこれに準ずる状態の世帯

利用条件

近所又は町内の2名以上の協力員登録ができる方(緊急時に利用者宅に出向き、確認)
※協力員が見つけることが難しい場合はご相談ください。

利用料

無 料

(裏面につづく)

サービス内容

- ① 急病など緊急を要するときに緊急ボタンを押すと相談センターにつながり、必要に応じて救急車の出動要請をいたします。
- ② 相談ボタンを押すと相談センターの看護師につながり、健康に関することや、装置の使い方が24時間いつでも気軽に相談出来ます。
- ③ 固定電話回線がない利用者様でも、携帯型の緊急通報装置を貸与します。
- ④ 煙感知式の火災警報器を設置します。火災などの煙を感知すると、装置が自動的に相談センターに通報します。※固定電話回線のある方のみ

申請から利用までの流れ

- ① 緊急通報装置貸与申込書を地区の民生委員を通じて役場保健福祉課へ提出してください。
- ② 申込書の審査結果を通知します。
- ③ 業者から取付工事の日程調整の連絡があります。
- ④ 取付工事完了！ご利用開始!!

こんな装置を取り付けます

緊急通報装置本体 (1台)	固定電話のすぐ近くで、緊急時に使用しやすい場所(居間など)に取り付けます。	
携帯用ペンダント (1個)	持ち運びができ、お風呂などで使用できます。(簡易防水仕様)	
火災警報装置 (1台)	寝室に取り付けます。	
人感センサー (1台) ※条件を満たし、希望する方のみ	居間や寝室等に取り付けます。人感センサーにより、一定時間(24時間)動きがない場合には、安否確認の連絡をします。 (条件) ・認知症等により自身の異変が気付きにくい方 ・心疾患や脳血管疾患等の持病があり、意識喪失の恐れがある方 など	

まずは、お気軽にお問合せください！

紀美野町役場 保健福祉課 489-9960